

## 阿賀野市告示第110号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月29日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市結婚新生活支援補助金要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第3条第2項の規定に該当する者が申請する場合において、令和3年度に提出した書類により必要事項が確認できると市長が認める書類については、添付を省略することができるものとする。

附 則

この告示は、令和4年6月29日から施行し、改正後の阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。